

国保 だより

2024.7月発行



▶ 令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

古河市国民健康保険事業の財政において、歳入（国民健康保険税や国・県からの交付金など）は減少している一方、歳出（1人当たりの医療費など）は増加しており、赤字の状態が続いています。国や県からも、将来的な県内保険税率統一の取組みに向けて、早急な赤字解消が求められています。

このような状況を受け、古河市では被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう考慮しながら、段階的に税率を見直していくこととし、令和6年度は次のとおり改定いたしました。今後も、国保財政の健全化に向け、歳出削減等に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



区分		改定前(R5年度)	改定後(R6年度)	限度額
医療分 (0歳～74歳)	所得割	6.41%	6.72%	650,000円
	均等割	32,400円	35,800円	
支援分 (0歳～74歳)	所得割	2.46%	2.85%	(※)240,000円
	均等割	12,600円	15,700円	
介護分 (40歳～64歳)	所得割	1.94%	2.30%	170,000円
	均等割	13,600円	15,700円	

※令和6年度から、支援分の限度額が20,000円増額となりました。

▶ 国民健康保険税の軽減対象者が拡大されました

前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額が減額されます。税制改正に伴い、以下のとおり「5割」「2割」の対象者が拡大されました。

区分		軽減判定内容
7割	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	改正前	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円+ 29.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	改正前	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円+ 54.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

正しい所得を
申告しましょう

保険税は、前年の所得を基に計算されます。
国保事業の健全な運営のため、正しい申告をお願いします。
収入のない方や遺族年金・障害年金のみの方で扶養になられていない方も申告をお願いします。

一
人
一
冊



お
薬
手
帳
は

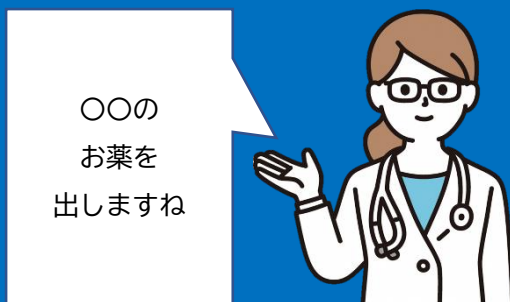
※医療機関ごとに分けてしまうと意味がありません

▶ 病院、薬局にかかるときは必ずお薬手帳を持参しましょう

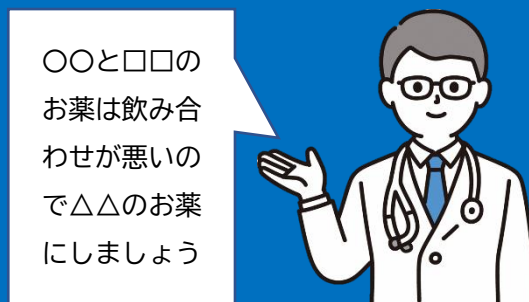
お薬手帳には、「いつ」「どこで」「どんな」お薬が処方されたかが記載されているため、薬の飲み合わせや副作用を考慮し、より良い治療に役立てることができます。初めてかかる病院や薬局へ自分の情報を正確に伝えるためにも、忘れずに持参してください。

病院ごとに分けたりせず、必ず **1冊** にまとめて管理しましょう。

A病院



B病院



お薬手帳を持っていけば、別の病院でもお薬の情報が共有できます。



マイナ保険証を利用すると、過去のお薬情報をご自身で確認したり、病院・薬局でも共有できます。

▶ ポリファーマシー(害のある多剤服用)にご注意ください



ポリファーマシーとは、薬が複数処方されているもののうち、体に害のあるものをいいます。単に服用する薬が多いことではなく、多くの薬を服用することで副作用を起こしたり、その副作用のためにさらに薬を服用してしまうことで、きちんと薬が飲めなくなってしまう状態のことです。

服用している薬が6種類以上であると副作用のリスクが高くなるといわれているため、これを防ぐためにもお薬手帳を有効に活用しましょう。

不安なことがあれば、かかりつけ医や薬局へ相談しましょう

<お問い合わせ先>

古河市役所 国保年金課 TEL: 0280-22-5111(代)